地域公共交通DX促進事業費補助金交付要綱

（趣旨）

1. 知事は、地域公共交通におけるＤＸを活用した業務改善の取組を支援することにより、地域公共交通の効率化や利便性向上を図ることを目的に、市町村及び公共交通事業者に対し予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和４３年大分県規則第２７号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　「運行管理システム」とは、乗務員のシフト作成や運転時間の管理、遠隔点呼、日報作成といった、各種運行管理業務の負担軽減や効率化を行うシステムをいう。

（２）　「スマートバス停」とは、液晶ディスプレイや電子ペーパーに時刻表や系統図を表示する機能を持つ停留所標柱をいう。

（３）　「配車アプリ」とは、スマートフォンやタブレットなどのデバイスからタクシー、乗合タクシー、公共ライドシェア又は日本版ライドシェアの配車予約をできるアプリケーションをいう。

（補助対象者）

第３条　この補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

（１）大分県内の市町村（以下「市町村」という。）又は市町村が運営する協議会

（２）道路運送法第９条第１項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者（道路運送法施行規則第１０条第１項第１号ロに掲げる運賃を適用する者に限る。）（以下「バス事業者」という。）のうち、大分県内に営業所を有する者

（３）道路運送法第９条の３第１項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「タクシー事業者」という。）のうち、大分県内に営業所を有する者

（補助金の交付対象等）

第４条　この補助金の交付の対象となる経費及び補助額等は、別表第１から別表第３までに定めるとおりとする。

（補助金の交付申請）

第５条　規則第３条第１項による交付申請は、補助金交付申請書（第１号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

（１）事業計画書（第２号様式）

　（２）収支予算書（第３号様式）

（３）誓約書（第４号様式）

（４）（バス事業者又はタクシー事業者が申請する場合）賃金増加率試算表（別紙）または賃金引き上げを証する書面（賃金を引き上げた労働者の賃金台帳の写し、必要に応じて就業規則等の関連書類の写し）

　（５）（バス事業者又はタクシー事業者が申請する場合）一般乗合旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者の許可証の写し

　（６）補助対象経費がわかる書類

　（７）その他知事が必要と認める書類

２　規則第３条第３項の規定により、申請書若しくは添付書類に記載すべき事項又は添付すべき書類のうち省略することのできるものは、同条第２項第１号、第２号及び第６号に掲げる事項とする。

３　第１項の規定による申請書を提出するにあたって、補助事業者について、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金の交付決定の通知）

第６条　規則第６条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（第８号様式、以下「決定通知書」という。）により行うものとする。

（補助条件）

第７条　規則第５条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

（１）補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第５号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。

（２）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。

（３）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業事故報告書（第６号様式）を知事に報告し、その指示を受けること。

（４）この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。

（５）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第２条第２号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。

（６）この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。

（７）財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。

（８）財産のうち、一件当たりの取得価格が５０万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。

（９）知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

（１０）第５条第３項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、第１１条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときには、これを補助金額から減額して報告すること。

（１１）第５条第３項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、第１２条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第７号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。

（１２）その他、規則及びこの要綱の定めに従うこと。

２　規則第５条第１項第１号の規則による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

（１）補助金の交付目的に反しない事業内容の変更（事業量の２０パーセント以内の減少、場所・構造・規模・実施手法の変更以外の変更等）

（２）補助対象経費の２０パーセント以内の増減

（申請の取下げのできる期間）

第８条　規則第７条第１項の規定により申請の取下げのできる期間は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して２０日を経過した日までとする。

（状況報告）

第９条　知事は、必要に応じ、補助事業者に対し、事業の遂行状況に関する報告を求めることができる。

（補助金の交付方法及び交付請求）

第１０条　この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

２　補助事業者が補助金交付の請求をしようとするときは、補助金交付請求書（第９号様式）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第１１条　規則第１２条の規定による実績報告は、補助事業実績報告書(第１０号様式)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、補助事業の完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して３０日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の４月２０日のいずれか早い期日までに、知事に提出しなければならない。

（１）実績報告書（第１０号様式）

　（２）収支決算書（第１１号様式）

（３）契約書又は見積書の写し

（４）領収書又は請求書の写し

（５）（バス事業者又はタクシー事業者が申請する場合）賃金増加率試算表（別紙）または賃金引き上げを証する書面（賃金を引き上げた労働者の賃金台帳の写し、必要に応じて就業規則等の関連書類の写し）

　（６）（市町村又は市町村が運営する協議会が申請する場合）自動運転車両の体験走行や大分県地域公共交通活性化協議会での事例発表等を行ったことが分かる書類

（７）財産、成果物及び取組状況等の写真

　（８）財産管理台帳の写し

　（９）その他知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定通知）

第１２条　規則第１３条の規定による通知は、補助金の額の確定通知書（第１３条様式）により行うものとする。

（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

　附　則

　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１

|  |  |
| --- | --- |
| １　補助事業者 | 市町村又は市町村が運営する協議会 |
| ２　補助対象経費 | 将来的な自動運転レベル４の運行を見据えて、市町村が実施する自動運転実証事業に係る次の（１）～（４）の経費。※調査と実証事業に限り、本格運行は含まない。  国から別に補助金の交付を受ける場合、次の（１）～（４）の経費から国の補助額（内示等）を差し引いた金額を補助対象経費とする。  （１）調査費  ・地域の受容性調査、自動運転の導入可能性の分析・検討、実施計画立案などに係る委託費  ・指導・助言等を依頼した講師・有識者への謝金、旅費  （２）運行に係る費用  （ⅰ）車両費  　・自動運転車両の購入又は改造費  ・自動運転車両のレンタル・リースに係る費用  ・自動運転車両のラッピング費用  ・自動運転車両の修繕費  ・登録諸費、保険料  ・付属品の購入費  （ⅱ）運行費  　・運行に係る人件費（運転士、保安員、遠隔監視員等）、燃料費・電気代、通信費、事業者等への委託費  （ⅲ）運転士等関連費用  ・運転士や保安員、遠隔監視員等の研修費、運転士の任意保険料など安全面等に係る費用  （３）システム導入等に係る費用  ・自動運転システム整備費、保守費・利用料  ・運行管理システム整備費、保守費・利用料  ・遠隔監視室設置費、機材費、賃借料  ・データ通信費、クラウド利用料  ・インフラ機材費、点検・保守費  ・地図データ作成費、更新費  （４）その他  　・自動運転導入推進事業の実施に係るＰＲ費  　・その他、必要と認められる費用 |
| ３　補助率 | １／２ |
| ４　補助上限額 | １０，０００千円 |
| ５　補助条件 | 他の市町村への普及啓発のために自動運転車両の体験走行や大分県地域公共交通活性化協議会での事例発表等を行うこと。 |

※補助金の額に千円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てるものとする。

別表第２

|  |  |
| --- | --- |
| １　補助事業者 | バス事業者 |
| ２　補助対象経費 | 1. 運行管理システムの導入に要する経費 2. スマートバス停の導入に要する経費 |
| ３　補助率 | １／４  ただし、国＋県で３／４を上限とする |
| ４　補助上限額 | （１）３，０００千円  （２）１，０００千円 |
| ５　申請上限 | 1. １事業者当たり１件 2. 申請件数に上限なし |
| ６　補助条件 | 事業完了後に正社員一人当たりに支払う平均賃金（残業代や賞与、各種手当、役員に支払った給与及び役員報酬等、福利厚生費、法定福利費や退職金は除く）が、事業実施前年度の４月と比較して、１．５％以上上昇していること。 |

※補助金の額に千円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てるものとする。

別表第３

|  |  |
| --- | --- |
| １　補助事業者 | タクシー事業者又は市町村若しくは市町村が運営する協議会（公共ライドシェアを運行する場合に限る。） |
| ２　補助対象経費 | （１）運行管理システムの導入に要する経費（タクシー事業者に限る。）  （２）配車アプリの導入に要する経費 |
| ３　補助率 | １／４  ただし、国＋県で３／４を上限とする。 |
| ４　補助上限額 | （１）２，０００千円  （２）１，０００千円  ただし、（１）と（２）が一体型になっているものは上限を  ２，０００千円とする。 |
| ５　申請上限 | （１）及び（２）の合計で１事業者当たり２，０００千円 |
| ６　補助条件 | 事業完了後に正社員一人当たりに支払う平均賃金（残業代や賞与、各種手当、役員に支払った給与及び役員報酬等、福利厚生費、法定福利費や退職金は除く）が、事業実施前年度の４月と比較して、１．５％以上上昇していること。 |

※補助金の額に千円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てるものとする。

第１号様式(第５条関係)

地域公共交通DX促進事業費補助金交付申請書

　　第　　　　　号

年　　月　　日

大分県知事　　　　　　　殿

住　　所

名　　称

代表者名

　　年度において、下記のとおり地域公共交通DX促進事業を実施したいので、補助金　円を交付されるよう、地域公共交通DX促進事業費補助金交付要綱第５条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

　１　事業の目的及び内容

２　補助事業の完了予定年月日

　　　　年　　　月　　　日

　３　添付書類

　（１）事業計画書（第２号様式）

　（２）収支予算書（第３号様式）

（３）誓約書（第４号様式）

（４）（バス事業者又はタクシー事業者が申請する場合）賃金増加率試算表（別紙）または賃金引き上げを証する書面（賃金を引き上げた労働者の賃金台帳の写し、必要に応じて就業規則等の関連書類の写し）

　（５）（バス事業者又はタクシー事業者が申請する場合）一般乗合旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者の許可証の写し

　（６）補助対象経費がわかる書類

　（７）その他知事が必要と認める書類

第２号様式（第５条関係）

事業計画書

１　補助事業の目的及び内容

|  |
| --- |
|  |

２　補助事業に要する経費

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業内容 | 事業完了予定日 | Ａ  補助対象経費（円） | Ｂ  補助申請額（円） | Ｃ  他の補助金額（円） | Ｄ（A－B－C）  自己負担額（円） |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 合計 | |  |  |  |  |

３　本補助金以外に受ける予定の補助金名称及び金額

※複数ある場合には行追加

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金の所管 |  |
| 補助金の名称 |  |
| 補助金予定額 |  |

４　連絡担当者　　氏名（　　　　　　　　　　　　　　）　電話番号（　　　　　　　　　　　　）

第３号様式（第５条関係）

収支予算書

１　収入の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 予算額 | 備考 |
| 県補助金 |  |  |
| 上記以外の補助金  ※備考欄に名称記入 |  |  |
| 自己資金 |  |  |
| その他 |  |  |
| 合　計 |  |  |

２　支出の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 予算額 | 備考 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 合　計 |  |  |

第４号様式（第５条関係）

誓　　約　　書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県が実施する他の補助事業等における確認に利用することに同意します。

記

１　自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第

７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２）暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（３）暴力団員が役員となっている事業者

（４）暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

（５）暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購

入契約等を締結している者

（６）暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

（７）暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に

非難される関係を有している者

（８）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

２　１の（１）から（８）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

　　年　　月　　日

大分県知事　　　　　　　　殿

〔法人、団体にあっては事務所所在地〕

　　　　　　　　 　 住　　所

　　　　　　　 （ふりがな）

氏 名

生年月日（明治・大正・昭和・平成）　　年　　月　　日(男・女）

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

第５号様式(第７条関係)

地域公共交通DX促進事業変更承認申請書

　　第　　　　　号

年　　月　　日

大分県知事　　　　　　　殿

住　　所

名　　称

代表者名

　　　年　　月　　日付け　第　　号で交付決定通知のあった地域公共交通DX促進事業について、下記のとおり変更したいので、承認されるよう地域公共交通DX促進事業費補助金交付要綱第７条第１項第１号の規定により申請します。

記

　１　変更を必要とする理由

　２　変更事項及びその内容

（注）　以下、第１号様式の記の２以下に準じて作成するものとし、変更前と変更後が比較対照できるよう二段書きにし、変更前をかっこ書きで上段に記載すること。

第６号様式(第７条関係)

地域公共交通DX促進事業事故報告書

第　　　　　号

年　　月　　日

大分県知事　　　　　　　殿

住　　所

名　　称

代表者名

　　　年　　月　　日付け　第　　号で交付決定通知のあった地域公共交通DX促進事業について、下記の事故が発生したので、地域公共交通DX促進事業費補助金交付要綱第７条第１項第３号の規定により報告します。

記

１　事故の内容及びその原因

２　事業の現在の進捗状況

３　現在までに要した経費

４　事故に対してとった処置

５　補助事業の遂行及び完了の予定

第７号様式（第７条関係）

地域公共交通DX促進事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書

第　　　　　号

年　　月　　日

大分県知事　　　　　　　殿

住　　所

名　　称

代表者名

年　　月　　日付け　第　　号で交付決定通知のあった地域公共交通DX促進事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したので、地域公共交通DX促進事業費補助金交付要綱第７条第１項第10号の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　補助金の額の確定額

金　　　　　　　　　円

（　　　　年　　月　　日付け　　第　　　　号による額の確定通知額）

２　額の確定時に減額した消費税等仕入れ控除額

金　　　　　　　　　円

３　消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額

金　　　　　　　　　円

４　要補助金返還相当額（３－２）

金　　　　　　　　　円

　　（注）１　別紙の集計表を添付すること。

　　　　　２　その他参考となる書類

消費税確定申告の写し及びその添付書類（補助金に係るもの）を添付すること。

別　紙

地域公共交通DX促進事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額集計表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 仕入れに係る消費税  額及び地方消費税額  （Ａ） | 補　助　率  （Ｂ） | 仕入れに係る消費税等仕入控除税額  （Ａ×Ｂ） | 備　　考 |
| 円 |  | 円 |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

　（注）１　「仕入れに係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により、仕入れに係る消費税額と当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。

　　　　２　「仕入れに係る消費税等仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入れに係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額とする。

第８号様式(第６条関係)

地域公共交通DX促進事業費補助金交付決定通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大分県知事

　　　年　　月　　日付け　第　　号で交付申請のあった地域公共交通DX促進事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、地域公共交通DX促進事業費補助金交付要綱第６条の規定により通知します。

記

　１　補助対象経費　　　　　金　　　　　　　円

　２　補助金の交付決定金額　金　　　　　　　円

　３　補助条件

（１）補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、補助事業変更承認申請書（第５号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。

（２）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。

（３）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業事故報告書（第６号様式）を知事に報告し、その指示を受けること。

（４）この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。

（５）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第２条第２号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。

（６）この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。

（７）財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。

（８）財産のうち、一件当たりの取得価格が５０万円以上のものを処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、大蔵省令に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。

（９）知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

（10）第５条第３項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第１１条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになっ たときには、これを補助金額から減額して報告すること。

（11）第５条第３項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第１２条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第７号様式）により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。

（12）その他、規則及びこの要領の定めに従うこと。

（13）規則第５条第１項第１号の規則による知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、次のとおりとする。

（ｲ）補助金の交付目的に反しない事業内容の変更（事業量の２０パーセント以内の減少、場所・構造・規模・実施手法の変更以外の変更等）

（ﾛ）補助対象経費の２０パーセント以内の増減

（注１）第７条第１項第１号の規定による補助事業変更承認申請書（第５号様式）に基づき変更交付決定通知書をする場合は、この様式中「交付決定通知書」を「変更交付決定通知書」に、「交付申請」を「変更交付申請」に、「交付」を「変更交付」に、それぞれ読み替えるものとし、記の１及び２については、変更前を上段にかっこ書きで記載すること。

第９号様式(第１０条関係)

地域公共交通DX促進事業費補助金交付請求書

第　　　　　号

　年　　月　　日

大分県知事　　　　　　　殿

住　　所

名　　称

代表者名

年　　月　　日付け　第　　　号で交付決定通知のあった　　年度地域公共交通DX促進事業費補助金　　　　　円を精算払（概算払）の方法により交付されるよう、地域公共交通DX促進事業費補助金交付要綱第１０条の規定により請求します。

記

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助金交付決定額 | 既受領額 | 今回請求額 | 残　額 | 事業完了予定  (完了)年月日 | 備　考 |
| 円 | 円 | 円 | 円 |  |  |

振込先

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 | 銀行　　　　　本・支店 |
| 口座名義 |  |
| 口座種別 | 普　通　・　当　座 |
| 口座番号 |  |

第１０号様式(第１１条関係)

地域公共交通DX促進事業実績報告書

第　　　　　号

年　　月　　日

大分県知事　　　　　　　殿

住　　所

名　　称

代表者名

　　　年　　月　　日付け　第　　号で交付決定通知のあった　　年度地域公共交通DX促進事業について、下記のとおり実施したので、地域公共交通DX促進事業費補助金交付要綱第１１条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

　１　補助事業の効果

　２　補助事業完了年月日　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　３　添付書類

　（１）実績報告書（第１１号様式）

　（２）収支決算書（第１２号様式）

（３）契約書又は見積書の写し

（４）領収書又は請求書の写し

（５）（バス事業者又はタクシー事業者が申請する場合）賃金増加率試算表（別紙）または賃金引き上げを証する書面（賃金を引き上げた労働者の賃金台帳の写し、必要に応じて就業規則等の関連書類の写し）

　（６）（市町村又は市町村が運営する協議会が申請する場合）自動運転車両の体験走行や大分県地域公共交通活性化協議会での事例発表等を行ったことが分かる書類

（７）財産、成果物及び取組状況等の写真

　（８）財産管理台帳の写し

　（９）その他知事が必要と認める書類

第１１号様式（第１１条関係）

実績報告書

１　補助事業の目的及び内容

|  |
| --- |
|  |

２　補助事業に要する経費

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業内容 | 事業完了日 | Ａ  補助対象経費（円） | Ｂ  補助申請額（円） | Ｃ  他の補助金額（円） | Ｄ（A－B－C）  自己負担額（円） |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 合計 | |  |  |  |  |

３　本補助金以外に受ける補助金名称及び金額

※複数ある場合には行追加

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金の所管 |  |
| 補助金の名称 |  |
| 補助金額 |  |

４　連絡担当者　　氏名（　　　　　　　　　　）　電話番号（　　　　　　　　　　　）

第１２号様式（第１１条関係）

収支決算書

１　収入の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 予算額 | 決算額 | 増減 | 備考 |
| 県補助金 |  |  |  |  |
| 上記以外の補助金  ※備考欄に名称記入 |  |  |  |  |
| 自己資金 |  |  |  |  |
| その他 |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |

２　支出の部　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 予算額 | 決算額 | 増減 | 備考 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 合　計 |  |  |  |  |

第１３号様式(第１２条関係)

地域公共交通DX促進事業費補助金の額の確定通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大分県知事

　　　年　　月　　日付け　第　　号で提出のあった地域公共交通DX促進事業実績報告書に基づき、　　年　　月　　日付け　第　　号による交付決定通知に係る補助金の額については、金　　　　　　　　　円に確定したので、地域公共交通DX促進事業費補助金交付要綱第１２条の規定により通知します。